

受給希望者は9月29日(金)までに申請を

障害者特別年金の支給



参加者を募集します

心のバリアフリー研修

▲ぐんま電子申請
受付システム



障害者の生活の安定・向上のために、障害者特別年金を支給します。新たに受給を希望する人は、**9月29日(金)**までに申請をしてください。すでに障害者特別年金を受給している人は、新たに手続をする必要はありません。ただし、対象要件①～⑤を満たさない場合、令和5年度は支給対象外となります。

▼支給内容 年額1万円

※11月に支給します。

▼対象

次の①～⑤にすべて該当する人

①ア～ウのいずれかの手帳を所持している

ア. 身体障害者手帳3級

イ. 療育手帳B1またはB2

ウ. 精神障害者保健福祉手帳3級

②令和5年10月1日時点で引き続き1年以上町に居住している

③町民税非課税世帯である

④生活保護受給世帯でない

⑤次のいずれも受給していない

- 恩給法による増加恩給、傷病年金
- 戰傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金
- 国民年金法による障害基礎年金

- 町から支給される敬老年金
- 特別児童扶養手当

- 対象要件①の手帳通帳など(本人または保護者の振込先がわかるもの)

- 恩給法による増加恩給、傷病年金
- 戰傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金
- 国民年金法による障害基礎年金
- 町から支給される敬老年金
- 特別児童扶養手当
- 対象要件①の手帳通帳など(本人または保護者の振込先がわかるもの)

障害当事者が進行役を務め、「グループワークにより参加者と一緒に対話しながら学ぶ発見型学習」の研修です。社会にあるさまざまな障害を見抜く力を養い、それらを解決するための行動(合理的配慮の提供)につなげるための研修です。

※ボランティアポイントの対象事業です。

▼期日 10月17日(火)

▼時間 午後2時～3時30分

▼会場 文化センター2階研修室

▼定員 30人(先着順)

▼受講料 無料

▼申込期限 9月29日(金)

▼申し込み方法 電話、FAXまたはぐんま電子申請受付システムで申し込みをしてください。FAXで申し込む場合、件名に「心のバリアフリー研修申し込み」と明記し、①氏名②住所③連絡先(電話番号など)を記載してください。



▼申請方法 介護福祉課 福祉室

☎ 26-2246(直通)



FAX
54-26-2246(直通)
☎ 54-8681

▼申し込み・問い合わせ先

介護福祉課 福祉室

☎ 26-2246(直通)

台風の季節です!
情報の入手方法の確認を



URL

<https://service.sugumail.com/yoshioka/>

URLを入力または二次元バーコード
を読み取ってください。

よしおかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報
などが配信されます。

登録はこちら /



テレビリモコン

「d」ボタン



データ放送を通じて、気象情報や、町が発
信する防災情報などを見ることができます。
また、群馬テレビのデータ放送では、町か
らのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先 総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

町政ニュース

消防団秋季点検を実施します

当日は、消防車両が多数参
加し、消防団の総点検と放水
訓練（雨天中止）を行います。
どなたでも見学いただけます
のでぜひお越しください。

見学にお越しください



消防団員募集中!

消防団は、消火活動のみならず、自然災害時における活動など、地
域で非常に重要な役割を担っています。そのほかにも、防災訓練や火
災対応訓練への参加など、消防力・防災力の向上に大きな役割を果
たしています。

消防団員は全国的に減少傾向にあり、町も例外ではありません。
地域の安全・安心を守るため、消防団への入団をご検討ください。興
味のある人はお気軽にお問い合わせください。



▶対象

18歳以上の町内在住者または在勤者



▶問い合わせ先

総務課 協働安全室 ☎26-2243 (直通)

▼期日 10月1日(日)
▼時間 午前10時～
▼場所 役場北駐車場
▼問い合わせ先 総務課 協働安全室
☎26-2243 (直通)

吉岡町ブロック塀等除却補助金

危険なブロック塀はありませんか



ブロック塀の倒壊などによ
る人命被害を減らすため、危
険なブロック塀の除却費を一
部補助します。

▼補助金額 1m当たり2万円または除
却費用の3分の2の低い方の
金額(上限20万円)

▼申請期限 12月28日(木)

※申請は開庁時間に限ります。

※予算がなくなり次第、受け
付けを終了します。

▼問い合わせ先 建設課 都市建設室
☎26-2278 (直通)

国、県、町が管理する道路の
うち緊急輸送道路または小学校
指定通学路沿いにあるもの
※詳しい対象条件については
お問い合わせください。

▼補助対象となるブロック
塀・工事

▼問い合わせ先 建設課 都市建設室
☎26-2278 (直通)

※申請は開庁時間に限ります。

※詳しくは町ホームページをご
確認ください。

老朽危険空家除却支援事業補助金

空き家を保有する人へ

老朽化により倒壊などのお

それのある空き家を「老朽危
険空家」と認定し除去工事費
を補助します。

▼対象 町内に老朽危険空家を所有す
る個人またはその法定相続人

▼申請期限 分の4の金額(上限額50万円)
補助金額 除却工事費の5
▼募集戸数 1戸
申請期限 11月30日(木)



▼問い合わせ先 建設課 都市建設室
☎26-2278 (直通)



※申請は開庁時間に限ります。

※詳しくは町ホームページをご
確認ください。

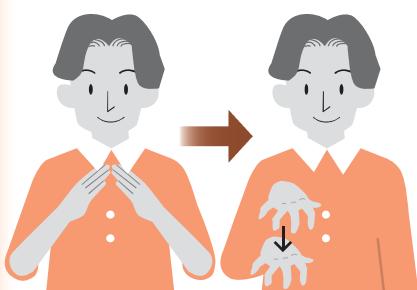
世界の恒久平和を願う 戦没者追悼式

戦後78年の年に町民の皆さんと共に、先の大戦で犠牲になられた人々を心から追悼し、世界の恒久平和を願い、吉岡町戦没者追悼式を行います。

- ▶期日 10月25日(水)
- ▶時間 13:30開場 14:00開式
- ▶場所 文化センターホール
- ▶問い合わせ先 介護福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)

今月の手話

「住所」



両手の先を合わせ、屋根の形を作ります。
(「家」を表す手話)

右手の指を曲げて指を下に向か、軽く下に下ろします。
(「場所」を表す手話)

一定面積以上の土地を取引した場合、買主は町を経由して県知事あてに届出を行う必要があります。忘れずに届出をしてください。

吉岡町は、町内全域が非線引き都市計画区域のため、**5,000m²**以上が届出の必要な面積となります。

届出書は、建設課窓口で受け取るか、群馬県ホームページからダウンロードしてください。

売買契約を締結した日から起算して**14日以内**

国土利用計画法に基づく土地売買等届出書



まらの鳥

▼届出先

町建設課(売買した土地の所在する市役所・町村役場)

▼問い合わせ先

県地域創生課

☎027-226-2366
建設課 都市建設室
☎26-2278(直通)



月1で学ぶ! 消費者の賢コツ 意図しない 「定期購入」に注意!



サプリメントや漢方薬などの「定期購入」に関する相談が多く寄せられています。また、契約当事者の年齢は高い傾向にあります。

事例

- ある商品を1個注文したかったものが、別の商品や複数月分の購入を勧められ、意図せず「定期購入」になっていた。
- 申込人が「定期購入」に関して理解していないのに契約したことになっていた。



●渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

●群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

●消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



対策

- 注文時に「定期購入」を勧誘されても、理解できなければ断りましょう。
- 家族や周りの人の見守りが大切です。同じものが定期的に届く、未使用品を大量に保管しているといったことがないか気を配りましょう。また、困っていたら解約の手助けをしましょう。
- 商品広告から電話注文する際は、商品の名称や価格などあらかじめ把握しておきましょう。内容が理解できない場合は一度電話を切り、再度慎重に検討することも大切です。
- トラブルにあったら、早めに消費生活センターに相談しましょう。